

第 11 次 鳥 取 県 交 通 安 全 計 画 の 概 要

◎計画の基本理念

行政、警察をはじめ、企業・団体、県民など多様な主体が総合的かつ計画的に交通安全対策を推進し、「交通事故のない鳥取県」を目指します。

◎計画の性格

県内の陸上交通の安全に関する総合的な施策の大綱で、市町村交通安全計画の指針となります。

◎計画の期間

令和3年度から7年度までの5年間

◎計画における目標

道路交通の安全	鉄道交通の安全	踏切道における交通の安全
・年間交通事故死者数 16 人以下 (可能な限りゼロに近づける) ・年間交通事故重傷者数 85 人以下 (可能な限りゼロに近づける)	・乗客の死者数ゼロ ・運転事故の死者数ゼロ	・踏切事故件数ゼロ

◎「交通事故のない鳥取県」の実現に向けた対策

○「鳥取県支え愛交通安全条例」に基づく県民一丸となった取組の推進

県民一人ひとりが人命尊重を最優先とした交通事故を起こさない風土づくり・環境づくりに取り組んでいくため、交通事故の被害にあいやすく、交通安全の確保に向けて特に配慮が必要となる障がい者、高齢者及び子ども並びに自転車利用者への配慮事項を重点化した鳥取県支え愛交通安全条例（平成 28 年条例第 44 号）の取組を県民一丸となって推進し、さらなる交通安全の確保を目指します。

○重点的に対応すべき事象

従来の交通安全対策を基本としながら、本県で発生した交通事故の特徴から明らかとなった取り組むべき課題に的確に対処するため、次の重点的に対応すべき事象を定め、有効性が見込まれる新たな対策を関係機関・団体と連携しながら総合的に推進します。

1. 高齢者、障がい者及び子どもの交通安全
2. 歩行者及び自転車利用者の安全確保
3. 生活道路における安全確保
4. 飲酒運転の根絶

○充実する主な交通安全施策

- 1 自転車の安全利用の推進
自転車利用者のルール・マナー向上、ヘルメット着用促進、自転車通行空間の確保
- 2 高齢者等の移動手段の確保・充実
地域公共交通計画の策定、共助交通等の確保、革新的統合移動サービス「MaaS（マース）」の導入検討 等
- 3 子ども等の通学路の歩道整備等の促進
未就学児等の通園・通学路等の整備、SNS 等を活用した交通安全教育の推進 等
- 4 ICT・新技術を活用した安全対策の促進
ASV装置の普及、自動運転等の先進技術・自動車安全性（アセスメント）情報の発信 等
- 5 悪質・危険な運転等の根絶
妨害運転や飲酒運転等交通事故に直結する違反の取締強化と処分者講習での再教育 等

【参考】交通安全計画の策定根拠（法：交通安全対策基本法）

<国の交通安全計画（法第 22 条第 1 項）>

中央交通対策会議は、交通安全計画を作成しなければならない。

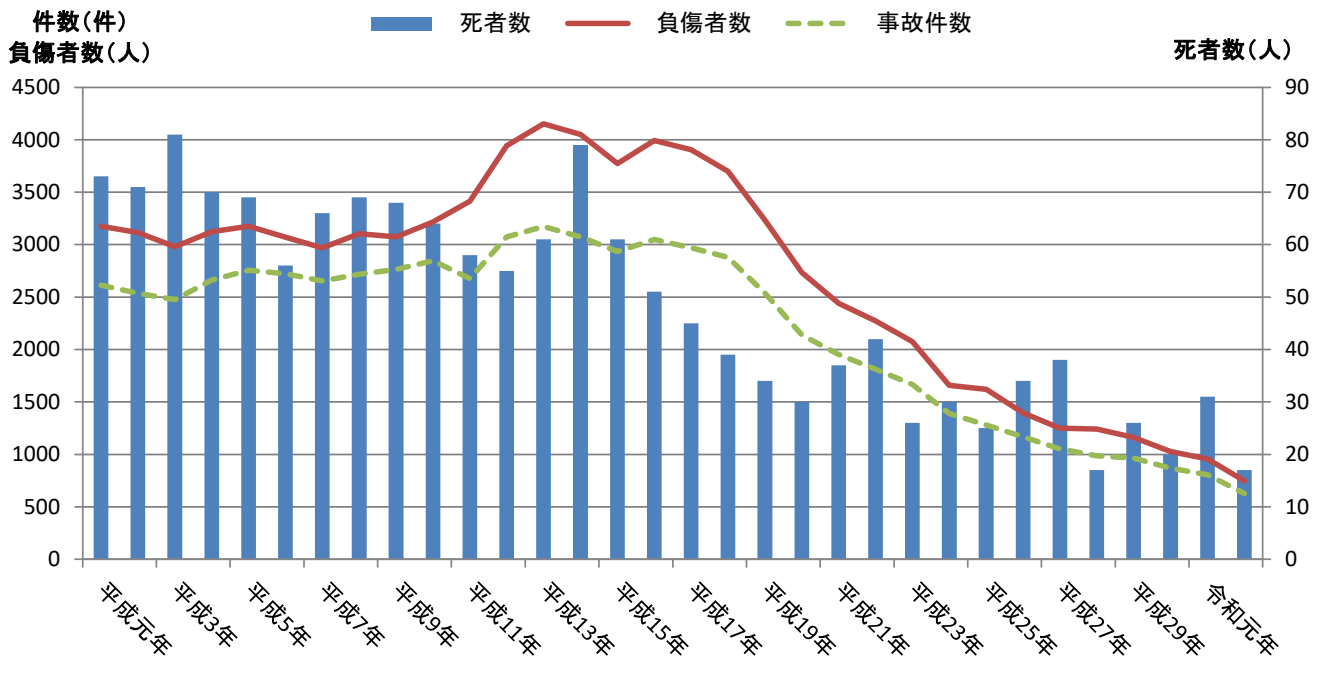
<県の交通安全計画（法第 25 条第 1 項）>

都道府県交通安全対策会議は、交通安全計画に基づき都道府県交通安全計画を作成しなければならない。

⇒鳥取県交通安全対策会議（会長：知事 委員 25 人（国・警察・関係機関等）で構成）

【参考】鳥取県の交通事故の推移等

鳥取県の交通事故の推移(平成元年～令和2年)



	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
発生件数	1,668	1,389	1,280	1,168	1,053	987	965	869	805	628
死者数	26	30	25	34	38	17	26	20	31	17
負傷者数	2,076	1,658	1,619	1,396	1,250	1,243	1,162	1,029	957	749

○交通事故死者数の推移

- ・交通事故による死者数は、昭和46年の134人をピークに、以後減少に向かい、昭和63年には50人とピーク時の半減以下となりました。
- ・平成に入り再び増勢に転じ、平成3年に死者数が81人に達しましたが、翌年から再び減少傾向に転じ、平成28年及び令和2年には交通事故統計を取り始めた昭和23年以降、2番目に少ない17人まで減少し、第10次鳥取県交通安全計画に掲げた「平成32年までに年間死者数を20人以下とする」を達成しました。
- ・しかし、交通死亡事故は長期的には減少傾向にあるものの、短期的には増減を繰り返しています。

○交通事故の発生件数及び負傷者数の推移

- ・交通事故の発生件数・負傷者数は、昭和46年の4,706件、6,323人をピークに、以後減少に向かい、平成3年には発生件数2,477件、負傷者数2,980人とピーク時の半数以下となりました。
- ・その後、増減を繰り返しながら、平成17年以降は連続して減少を続けており、令和2年には発生件数628件、負傷者数749人となり、第10次鳥取県交通安全計画に掲げた「令和2年までに交通事故死傷者数950人以下とする」を達成しました。

○平成28年から令和2年の交通事故発生特徴

- ・全死者に占める65歳以上の高齢者割合が最も高く(58%)、高齢者の死者のうち、歩行中が多くなっています。
- ・全体的な発生件数が減少する中、高齢運転者が第1当事者となる交通事故の割合は増減しながら増加傾向にあります。
- ・15歳以下の子どもが被害者となる交通事故の発生件数は減少傾向にありますが、平成27年中は3人、平成30年は1人が亡くなっています。
- ・自転車事故の発生件数・負傷者数、死者数ともに増減を繰り返しています。